

## 様式第6号（第8条関係）

年 月 日

住所

氏名

様

大阪市 区長

## 本人通知制度 変更申請書提出依頼通知書

この通知書は、戸籍の届出や住所変更の届出により、本人通知制度登録者名簿の登録内容における氏名又は住所に変更が生じた方や、新たに申請の対象となる戸籍が作成された方にその旨を連絡する通知書です。

### ① 氏名又は住所に変更が生じた場合

変更後の氏名又は住所で引き続き通知を受け取るには、登録事項変更申請書の提出が必要です。提出されるまでの間は、現在登録されている内容で通知しますが、この通知書が送付されてから3ヶ月以上経過しても提出されない場合は、登録を廃止させていただきますのでご注意ください。

登録事項変更申請書を提出いただくことで、当区において管理する登録内容を変更させていただきますが、他区においても登録をおこなっている場合は、別途登録事項変更申請書を提出していただく必要があります。

### ② 新たに申請の対象となる戸籍が作成された場合

戸籍の届出により新たに作成した戸籍を申請の対象に追加する場合には、登録事項変更申請書により、追加登録をする必要があります。

登録事項変更申請書を提出する際は次のものをご用意ください。

1. この通知書
2. 本人通知制度登録事項変更兼廃止申請書
3. 本人確認書類

代理人による申請や、郵便又は信書便による申請についても行うことができます。その場合の必要書類についてはお問い合わせください。